

選挙区支部寄附禁止法案

【公職選挙法の改正】

立法の背景・趣旨

政党の選挙区支部が選挙区内の者に線香、花代等を寄附したとされる事例がある。
→ 政治家本人や後援団体の寄附と同様に禁止することにより、金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化に資する必要がある。

政党の選挙区支部について、当該選挙区内にある者に対して寄附をしてはならないものとする。

